

令和8年度第1回滋賀県警察官(A)採用試験受験案内

滋賀県警察本部

- ◇ 第1次試験日
令和8年5月10日(日)
- ◇ 試験会場
立命館大学びわこ・くさつキャンパス
- ◇ 受付期間
令和8年3月1日(日)9時～4月27日(月)17時まで
インターネット(電子申請)のみ
※ スマートフォンからも申込み可
【試験に関するお問い合わせおよび受験申込先】
滋賀県警察本部警務課採用係
〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(代表)
滋賀県警察ホームページ「採用案内」
URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/police/osirase/saiyou/104771.html>



令和8年度の変更点

- ・第2次試験の口述試験における集団討論を廃止し、個別面接のみとします。

1 試験区分、採用予定人員、採用予定期日

試験区分	採用予定人員	採用予定期日
一般・男性A	50人程度	令和9年4月1日
一般・女性A	10人程度	
S P I・男性A	8人程度	
S P I・女性A	2人程度	

- ※ 「S P I試験」と「一般試験」の併願受験はできません。
- ※ 採用予定者の意向を確認した上で、令和8年10月1日の採用になることがあります。
- ※ 採用予定人員は、変更になることがあります。

2 受験資格

試験区分	受験資格	
	年齢等	学歴
一般・男性A S P I・男性A	平成3(1991)年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者若しくは令和9年3月31日までに卒業する見込みの者又は滋賀県人事委員会がこれらに該当する者と同等と認める者
一般・女性A S P I・女性A	平成3(1991)年4月2日以降に生まれた女性	

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に従事します。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

試験区分	種 目	内 容
一般試験	教養試験 (120分)	大学卒業程度で、択一式により、警察官として必要な社会、人文及び自然の各科学並びに現代の社会に関する知識（知識分野）並びに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）についての筆記試験
S P I 試験	能力検査 (70分)	択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての筆記試験 ※S P I（能力検査のみ）
両区分	作文試験 (60分)	警察官として必要な文章による表現能力等についての試験（作文試験は、第2次試験として評価します。）
	適性検査A	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性についての検査（適性検査Aは第2次試験として評価します。）

※ 作文試験及び適性検査Aを受験しない者は、棄権とみなします。

(2) 第2次試験①

種 目	内 容
身体検査	身体的状態についての検査
身体精密検査	呼吸器疾患、伝染性疾患の有無その他についての検査
適性検査B	警察官として職務遂行上必要な素質及び適性について第1次試験とは異なる種別の検査
体力試験	握力、上体起こし、反復横とび及び20メートルシャトルランについての試験

※ 身体検査、身体精密検査の費用は、受験者の個人負担となります。

なお、不合格となった場合でも、検査費用の返金、検査結果の交付はいたしません。

※ 第2次試験①の詳細は、第1次試験の合格発表時に滋賀県警察のホームページに掲載します。

(3) 第2次試験②

種 目	内 容
口述試験	個別面接による試験

※ 第2次試験②の詳細は、第2次試験①の合格発表時に滋賀県警察のホームページに掲載します。

5 試験日程等

試 験	試 験 日	試験会場	合格発表
第1次試験	令和8年5月10日（日） 受 付 8時30分～9時00分 適性検査A 9時15分～10時15分 教養試験 10時30分～12時30分 作文試験 13時15分～14時15分	立命館大学 びわこ・くさつ キャンパス	5月 下旬
	令和8年5月10日（日） 受 付 8時30分～9時00分 適性検査A 9時15分～10時15分 能力検査 10時30分～11時40分 作文試験 12時20分～13時20分		
第2次試験①	令和8年6月上旬～中旬 第1次試験の合格者のみが受験できます。	滋賀県警察本部 滋賀県警察学校	7月 月上旬
第2次試験②	令和8年7月中旬 第2次試験①の合格者のみが受験できます。	滋賀県警察本部	8月 月上旬 (予定)

※ 受付時間に遅れた場合、受験できないことがあります。

6 資格加点制度

「資格加点一覧表」のとおり、武道等資格、語学資格、サイバー関連、簿記検定及び免許にかかる一定の資格を有する者に対して、一定範囲内で教養試験又は能力検査に加点を行います。

※ 申込みの際に申請してください。

※ 第1次試験の際、資格を証明する書類（段位証書、資格取得証書等）の原本を持参するとともに、その書類の写し（A4用紙にコピーしたもの）を提出してください。

対象資格を複数お持ちの方は、証明する書類の写し全てを提出してください。

※ 資格については、試験申込締切日までに取得済みのものに限ります。

※ 申込みの際に資格加点の申請を行わなかった場合、または、第1次試験の際に書類の持参、提出がなかった場合は、資格加点の対象となりません。

7 身体基準

警察官として採用されるには、次の基準を満たしていることが必要となります。

検査項目	基準
視力	両眼とも、裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること。
色覚	職務執行に支障がないこと。
聴力	職務執行に支障がないこと。
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。

8 合格発表の方法

滋賀県警察ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、最終合格者には文書で通知します。

9 採用の方法及び採用後の処遇

(1) 採用の方法

最終合格者は、滋賀県人事委員会が作成する滋賀県警察官採用候補者名簿（名簿の有効期間は原則1年間）に登載されます。その後、滋賀県警察本部長からの請求に応じて当該名簿が提示され、そのうちから採用者が決定されます。滋賀県警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われますので、当該名簿に登載された人でも採用されない場合があります。

また、大学卒業見込者については、令和9年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失います。

(2) 教養期間等

採用後は、約6か月間、滋賀県警察学校（全寮制）に入校し、初任教養を受けます。この間は、条件付採用期間となり、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。その後、滋賀県内のいずれかの警察署に配属され、交番等で勤務した後、本人の希望や適性に応じて、生活安全、刑事、交通、警備等の専門分野で活躍することが可能です。

(3) 給与（令和8年1月1日現在）

採用時の給与月額 約292,000円	採用1年後の給与支給月額 約388,000円
--------------------	------------------------

ア 採用時の給与月額とは、給料に地域手当を含めた支給総額を、採用1年後の給与支給月額とは、給料に地域手当、特殊勤務手当等を含めた平均支給総額をいいます。

イ このほか期末・勤勉手当が支給され、さらに扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ウ 一定の経歴のある者は、初任給に「経歴に応じた所定の額」が加算されます。

エ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

10 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込方法

インターネット（電子申請）により申し込んでください。

(2) 受付期間

令和8年3月1日（日）9時から同年4月27日（月）17時まで受け付けます。ただし、使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねます。

11 受験申込時の注意事項

(1) 申込み手順

ア 滋賀県警察ホームページ「採用案内」の「しがネット受付」に接続してください。

イ 申込画面上の注意事項に従って必要項目を入力し、最後に「この内容で申請する」をクリックすれば、登録メールアドレスに「申請受け付けのお知らせ」のメールが届きます。

※ 申請内容に補正等を要する場合には、警務課採用係から連絡があります。

ウ 受付期間終了後、5月1日（金）までに「交付物発行のお知らせ」のメールが届きますので、添付のURLをクリックして、「交付物」メニューから、**受験票（PDFファイル）をダウンロードして、印刷（A4サイズ）**してください。

※ 期日までに「交付物発行のお知らせ」のメールが届かない場合は、警務課採用係まで問い合わせてください。**問い合わせのない場合は、受験できないことがあります。**

エ **受験票の記載事項に間違いがないか確認し、受験票に署名、写真貼付**のうえ、試験当日に持参してください。

(2) 受験申込受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

(3) 受験申込の正式な受理は、警務課採用係で内容を審査したうえで行います。

(4) 受験申込の入力内容に虚偽又は不正があった場合は、合格を取り消すことがあります。

